

○湯浅町老人医療費の支給に関する条例

平成14年7月10日条例第22号

改正

平成20年3月26日条例第9号

平成26年3月31日条例第11号

平成27年6月23日条例第17号

湯浅町老人医療費の支給に関する条例

湯浅町老令者の医療費の補償に関する条例(昭和46年条例第22号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この条例は、湯浅町に住所を有する老人に対し医療費を支給することにより、その健康の保持と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「老人」とは、67歳の誕生日の属する月の前月を経過し、かつ、70歳の誕生日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日を経過していない者であって医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者である者をいう。

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

3 この条例において「医療機関等」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所、薬局その他のものをいう。

4 この条例において「医療に関する給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、家族療養費、療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、保険外併用療養費及び特別療養費をいう。ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費、移送費及び家族移送費を除く。

(対象者)

第3条 この条例に規定する支給の対象者は、以下の各号に該当する老人を対象とする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療の給付を受けることができないとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないとき。
- (3) 老人及びその者と同一の世帯に属する者（以下これらを「世帯員」という。）が市町村民税を課されていないとき。
- (4) 世帯員の前年の収入金額の合計額が100万円（世帯員の数が2人以上である場合にあっては、100万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき40万円を加算した金額）を超えないとき。
- (5) 老人の金融資産が350万円を超えないとき、かつ、世帯員の金融資産の合計額が350万円に世帯員の数を乗じて得た額を超えないとき。
- (6) 世帯員が活用できる資産を有していないとき。
- (7) 老人が、その者と同一の世帯に属する者以外の者から扶養を受けていないとき。

2 前項各号に定める要件のうち、第3号から第7号までに該当しない場合であって、次の各号に掲げる特別な事情により当該老人が、医療保険各法その他法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における当該医療に要する費用のうち対象者が負担する額（以下「自己負担医療費」という。）を負担することが困難であると町長が特に認めたときは、同項の規定にかかわらず、当該老人を対象者とすることができる。

- (1) 老人又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計中心者」という。）が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 生計中心者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (3) 生計中心者の収入が、事業の休廃止、事業による著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- (4) 生計中心者の収入が、干ばつ、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により著しく減少したとき。

(医療費の支給)

第4条 この条例により支給する医療費は、自己負担医療費から、医療保険各法の規定に基づき、70歳の誕生日の属する月の翌月に到達した者が負担する金額に相当する額を控除した額（以下「老人医療費」という。）とする。

(支給要件)

第5条 前条に定める対象者が疾病にかかり、又は負傷し、医療保険各法その他法令の規定による医療に関する給付が行われた場合、当該対象者に老人医療費を支給する。

(支給方法)

第6条 この条例に定める老人医療費の支給は、対象者又は医療機関等の請求により行うものとする。

2 町長は、医療機関等から請求があった場合、老人医療費を当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法・健康保険法等の適用を受けている給付対象者については、和歌山県内医療機関等の請求に基づき和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金を通じて医療機関等に支払うものとする。

4 前項の規定による支払いがあったときは、当該対象者に対し老人医療費の支給があったものとみなす。

(受給資格の認定)

第7条 この条例に規定する老人医療の支給を受けようとするものは、町長の受給資格の認定を受けなければならない。

(医療費の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の行為により老人医療費の支給を受ける者があるときは、その者に、当該支給額の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 町長は、対象者が第三者行為により損害賠償を受けられる場合は、老人医療費の支給は行わないものとし、既に支給しているときは、当該支給額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成14年8月1日から施行する。

2 改正後の湯浅町老人医療費の支給に関する条例第3条の規定は、昭和10年8月1日以後に生まれた者について適用し、昭和10年7月31日以前に生まれた者については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月26日条例第9号)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の湯浅町老人医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に受ける医療に係る医療費の支給について適用し、施行日前に受けた医療に係る支給につい

ては、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3月31日条例第11号）

- 1 この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の湯浅町老人医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行日以降に受ける医療に係る支給について適用し、施行日前に受けた医療に係る支給については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 6月23日条例第17号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成27年 8月 1日から施行する。

（適用区分）

第 2 条 改正後の湯浅町老人医療費の支給に関する条例の規定は、平成27年 8月 1日以後に受ける医療に係る医療費から適用し、同日前に受ける医療に係る医療費については、なお従前の例による。